

(別 紙)

盲導犬について

〔(財) 東京盲導犬協会提供資料による〕

1 はじめに

盲導犬は、視覚障害者が一般社会にとけこみ、明るくいきるために重要な役割を果たすものであるため、暖かい気持ちで見守っていく必要があります。

2 盲導犬とは

- (1) 盲導犬は、歩行指導を受けた視覚障害者が、盲導犬使用者証を携帯し、かつ、白色又は黄色のハーネス（盲導犬用の胴輪）をつけた犬と歩く時に盲導犬とみなされるので（道路交通法施行令第八条第二項）、それ以外の場合は、盲導犬とは認められません。
- (2) 盲導犬は、シェパード、ラブラドル・レトリバー、ゴールデン・レトリバー等の種のうち、両親ともにおとなしい性質で盲導犬に適したものの子犬を出生の時から厳しく訓練し、しつけるので、他人にほえたり、かみついたりすることは決してありません。

3 盲導犬の扱い方について

- (1) 盲導犬の世話は、すべて利用者が行うので、食事の用意や犬小屋等の施設の用意は全く必要としません。
- (2) 盲導犬は、心理的には常に視覚障害者を誘導するという仕事をしている状態にあるので、みだりに声をかけたり、口笛をふいたり、手を出したりしないで下さい。
- (3) 盲導犬が体につけているハーネスは、主人と犬との間で、言葉や気持ちを交わすために大切なものなので、他人が触れることは絶対にしないで下さい。
- (4) 盲導犬に他人がみだりに食物を与えることは、折角のしつけがだめになるので絶対にしないで下さい。
- (5) 盲導犬は、排泄についても厳しくしつけられており、利用施設内を汚す心配はありませんが、万一そのような事態が発生した場合は、その責任を利用者に求めて差しつかえありません。
- (6) 盲導犬は、視覚障害者の第二の目としてその行動を助ける役割を果たしますので、通常靴をはいたまま出入りできる施設の場合は、盲導犬を主人の座席の横にすわらせる等できるだけ主人に付き従わせることに御協力下さい。

○盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について

(平成元年 6 月 5 日

社更第 82 号)

厚生省社会局長から各都道府県知事、指定都市市長宛
視覚障害者の社会参加については、かねてより、盲人安全つえの
交付、ガイドヘルパーの派遣等ともに、盲導犬育成事業の推進に

つき種々ご配慮を煩わせているところである。

盲導犬については、視覚障害者の移動を助ける役割を担っていることはもちろん、その訓練に当たっては、排泄等についても厳しくしつけられており、その衛生上、安全上等の問題においてもいわゆる

ペット動物の帯同とは異なること等について、既に、貴管下関係部

(局)長に対し、「盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について」(昭和56年環指第12号)等の通知が行われているところであるが、近時、盲導犬を伴う視覚障害者が公共施設、公共交通機関をはじめ、旅館、飲食店等の諸施設を利用しようとする機会が増えるにつれ、その利用を断られる等の事例も発生していると聞いている。

については、これらの通知の趣旨を踏まえ、さらに関係各方面の理解と協力を得て円滑な受入が行われるよう重ねて格段のご配慮をお願いするものである。

参考1・2 [省略]

道路交通法

第十四条

- ① 目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。
以下同じ。）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。
- ② 目が見えない者以外の者（耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。）は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。
- ③ 児童（六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんばんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯させ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
- ④ 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。
- ⑤ 高齢の歩行者でその通行に支障のある者が道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があったときその他必要があると認められたときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適当な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるようにつとめなければならない。

道路交通法施行令

第八条

- ① 法令第十四条第一項及び第二項の政令で定めるつえは白色又は黄色のつえとする。
- ② 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法（明治二十九年法律第八十八号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。
- ③ 前項の指定の手続その他の同項の指定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
- ④ 法第十四条第二項の政令で定める程度の身体の障害は、道路の通行に著しい支障がある程度の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害及び平衡機能障害とする。
- ⑤ 法第十四条第二項の政令で定める用具は、第二項に規定する用具又は形状及び色彩がこれに類似する用具とする。

1. 介助犬受け入れに関する内規、マニュアル等について

①介助犬の受け入れ状況

次の状況を鑑み、弊社と各々の介護犬所有者との間で覚書を締結した上、ご搭乗いただいております（平成11年9月現在、4頭の介助犬について締結）。

「介助犬」については、公的機関が訓練し、認定するシステムが整備されていないため、愛玩動物（いわゆるペット）と区別することが些か困難である。

標準化された訓練を受けていないことから個体差のある可能性が懸念される。

社会的認知度について、盲導犬に比較すれば一般的に低いと考えられ、他のお客様からご理解を得られないケースも懸念される。

②内規、マニュアル等

前述の状況を踏まえた上で、ご搭乗時には基本的に「盲導犬に準じた」対応をするよう周知しております。

2. 今後の対応

現在のところ個別の対応をとっておりますが、公的機関による訓練、認定のシステムが整備されることにより、事前調整なしに盲導犬に準じたご搭乗が可能になるものと思料致します。

以 上

航空関連 B社

2. 介助犬の機内持ち込みの条件

介助犬を機内へ持ち込む際には、障害のあるお客様本人の同伴を前提とし、以下の条件を充足することとする。

(1) 介助犬に求める条件

介助犬が当社及び他のお客様を含めた第三者に迷惑をかけないように、次の項目の全てを充足する訓練を受けていること。(必要な訓練を修了した旨の証明書等がある場合には、その写しを提出を依頼する。)

◇旅客本人が介助犬をコントロール出来る

◇旅客本人の指示を的確に理解し、行動できる

◇旅客本人の指示があるまでは、排便を我慢出来る

◇人、物に対して、過剰反応(*)を示さない

(対人) 人が手を差し出したとき

人が(食)物を与えた時

尾を踏まれた時

足を踏まれた時

人に(名前を)呼ばれた時

(対物) 設置物に対して

騒音に対して

水分に対して

臭気に対して

他の動物に対して

◇偶発的な事に対して、過剰反応(*)を起こさない

(*) 過剰反応とは、「吠える」「立ち上がる」「逃げる」「威嚇する」を示す。

(2) お客様に求める条件

◇旅客は、機内において介助犬が旅客の足元で一定の姿勢を保つよう、常時ロープ等で管理する。

◇旅客は、介助犬のための口輪を携帯し、係員からの要請があった場合には、介助犬に口輪を装着する。

◇旅客は、介助犬の輸出入に際し必要な書類等を用意する。(国際線の場合)

◇機内では、介助犬には水以外の物を与えない。

◇旅客は、介助犬の清潔を保ち、異臭を発しないよう管理する。

◇旅客は、介助犬を適正に管理することとし、介助犬により、会社、及び第三者に損害が生じた場合には、旅客はその一切の責に任ずる。

第9章 手回り品

(無料手回り品)

第201条 旅客は、第202条に規定する以外の携帯できる物品であって列車等の状況により、運輸上支障を生じるおそれがないと認められたときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。但し、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては次の各号の1に該当する場合には限り無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋等に収納したもの

3 盲導犬使用者証を所持する旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、ハーネス（引具）をつけた道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬を無料で車内に随伴させることができる。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ジョルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限に係わらず、これを車内に持ち込むことができる。

(盲導犬の車内証件)

第236条の2 第201条第3項に規定する盲導犬とは、全国盲導犬協会連合会に登録された盲導犬をいい、次の様式の盲導犬使用者証の所持及び証明プレートを取りつけられているものについて取り扱う。

(1) 盲導犬使用者証の様式

表	裏
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">本人の 写真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">盲導犬の証</p> <p style="text-align: right;">登録番号</p> <p>登録者(氏名) <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>登録年月日 <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>主人(住所) <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>主人(名前) <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>上記盲導犬は盲導犬訓練所で所定の訓練課程を終了し盲導犬として認定を受けたものであることを証する。</p> <p style="text-align: right;">登録 全国盲導犬協会連合会</p> <p>発行 年月日 認定 日本盲導犬協会</p> </div> </div>	<p>登録に下記のいづれかにお預めします。</p> <p><input type="radio"/> 個人(氏名) (住所)</p> <p><input type="radio"/> 認定 日本盲導犬協会 (住所)</p> <p><input type="radio"/> 認定 全国盲導犬協会連合会 (住所)</p> <p>この証明は、盲導犬を乗って外出する場合はかならず携帯し、係員の要求があったときはいつでも提示しなければならない。</p> <p>この証明を他人に貸与又は譲渡することは出来ません。またこれを紛失したときは、直ちに発行者とどけて下さい。</p>
10cm	

(注) 認定欄は、それぞれの訓練所名が入る。

(2) 証明プレートの様式

盲導犬に対しては取手又は首輪に次に掲げる様式の証明プレートを取りつける。

	全国盲導犬協会連合会 盲導犬 日本盲導犬協会 No.	3.5cm
14cm		

(注) 色はブルーでビニール製

右はしの協会名は、それぞれの訓練所名が入る。

(日本盲導犬協会、東京盲導犬協会、日本ライトハウス盲導犬訓練所等)

鉄道関連 B社

(手回り品及び持込禁制品)

第 307 条 旅客は、第 308 条又は第 309 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車船内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 暖炉及びこんろ（乗車船中に使用するおそれがないと認められるもの及び温炉を除く。）
- (3) 死体
- (4) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第 308 条第 3 項に規定する盲導犬並びに第 309 条第 2 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6) 車両又は船舶を破損するおそれがあるもの

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車船をすることができない。

(無料手回り品)

第 308 条 旅客は、第 309 条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車船内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車船内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、車船内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 盲導犬使用者証を所持する旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、ハーネス（引き具）をつけた道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬を無料で車船内に随伴させることができる。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。

障害者が介助犬を伴い列車に乗車する場合の取扱方等（平成11年9月10日営達第35号）

1 対象となるお客様及び介助犬

主として肢体障害を有し車椅子生活を送るお客様（以下「障害者」という。）及び障害者の介助を目的として訓練された犬（以下「介助犬」という。）を対象とする。対象となるお客様及び介助犬は営業本部長が承認し、承認した対象となるお客さま及び介助犬は、別途指示する。

（注）承認した対象となるお客さまに対しては、別紙1に定める持ち込み承認通知書を交付する。

2 乗車できる範囲

当社管内の全線

3 取扱条件

前項に定める対象となるお客さま及び介助犬に対して、次の各号に定める条件をすべて具備する場合に限り、列車への乗車の取扱いを行う。

- （1）対象となるお客様の希望する列車が、運輸上の支障を生ずるおそれがないこと。
- （2）介助犬に以下の内容を表示している「IDカード（「別紙2」様式例参照）」を付けていること。

- ① 「介助犬」であること及び介助犬として認定済みであること
- ② 介助犬認定番号
- ③ 狂犬病予防注射の接種年月日（別に証明証等を所持する場合を除く。）
- ④ 狂犬病予防法第4条に定める登録番号
- ⑤ 犬名
- ⑥ 使用者名、使用者住所、電話番号
- ⑦ トレーナー名

- （3）対象となるお客さまが、持ち込み承認通知書の写しを携帯していること。

- （4）介助犬には犬を制御することのできる引具（リーグ等）を必ず着用していること。

（注1）対象となるお客さまの旅行開始時において、駅係員等は第2号の取扱条件について確認を行うこととし、取扱条件を具備していないと認められる場合は、介助犬の持ち込みを拒絶することができる。

（注2）対象となるお客さまの旅行開始後、介助犬に起因する事故、紛争等が発生した場合又は運行不能等運輸上の支障が乗じた場合は、当該事象が発生した時点から直ちに介助犬の施設からの退去を要請することができる。

4 駅係員等の報告

駅係員等は、次の場合には速やかに鉄道事業本部・支社支店の制度担当箇所を通じ

別紙1

介助犬の持ち込み承認通知書

営企第 号

平成2年10月1日

使用者

(使用者住所)

(使用者氏名)

親権者

(親権者住所)

(親権者氏名)

(親権者住所)

(親権者氏名)

鉄道株式会社

取締役営業本部長

平成 年 月 日付申込書においてお申し出の介助犬（犬名：〇〇〇〇号、認定番号〇〇〇〇）の当社鉄道施設への持ち込みについては、貴方が上記申込書に自ら確約された事項の遵守を条件に承認いたします。

なお、本持ち込み承認通知書の有効期間は平成 年 月 日までとします。ただし、期間満了の1箇月前までに弊社より別段の意思表示なき場合は、この持ち込み承認通知書の有効期間はさらに1箇年延長されるものとし、以降この例によるものとします。

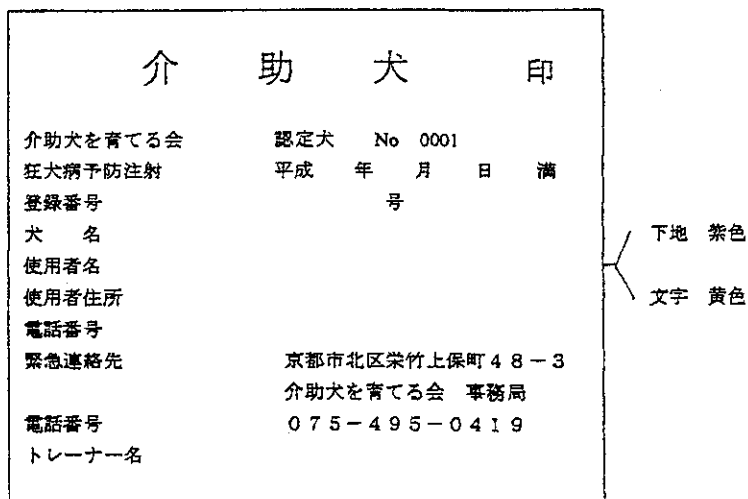
IDカードの様式例

(表)



IDカードの様式例

(裏)



地下鉄、バス関連 A社

交通局達19号

盲導犬のバス・地下鉄への乗車取扱いについて

みだしのことについて、下記のように定めるので、その取扱いに注意されたい。

平成10年7月29日

交通局長

記

1 対象とする盲導犬

乗車の対象とする盲導犬は、全国盲導犬協会連合会（以下「連合会」という。）に加盟する盲導犬協会において、所定の訓練を受けたことを認定され、かつ、連合会に登録された盲導犬とする。

2 盲導犬の証等

盲導犬の使用者は、バス及び地下鉄に乗車しようとするときは、「盲導犬の証」（別紙様式1）を所持し、盲導犬のハーネス（盲導犬の胴に付ける革帯）に「盲導犬標識」（別記様式2）を装着するものとする。

3 乗車制限

- (1) 盲導犬の乗車は、混雑等により乗車が困難な場合は、関係職員の指示によるものとする。
- (2) 通勤等の目的により、常時一定区間及び時間において、乗車する必要がある場合においては、連合会と別途協議して定めるものとする。

4 危害等の防止

- (1) 盲導犬の使用者は、他の乗客への危害等の防止について十分注意し、万一、他の乗客に危害等を及ぼした場合は、盲導犬使用者及び連合会が連帯して責任を負うものとする。
- (2) 乗車に伴い盲導犬使用者及び盲導犬に生じた損害は連合会が責任を負い、当局は一切責任を負わない者とする。

5 車内訓練の許可

盲導犬の車内訓練は、事前の連絡があった場合に、路線、区間及び時間を定め、次の条件により許可するなお、事前連絡先はバスについては自動車部運転課、地下鉄については電車部運輸課とする。

別記様式2

盲導犬標識
(盲導犬ハーネス装着用)

全国盲導犬

盲導犬

協会連合会

No

中 部
盲導犬協会

- (1) 盲導犬と認定されたものに限る。
- (2) 訓練士は腕章をつけ、正規の乗車料金を払う。

6 その他

連合会は、盲導犬使用者に対し、上記各項目及び運輸に関する諸規程を遵守するよう周知徹底するものとする。

附 則

- 1 この局達は、平成10年8月1日から実施する。
- 2 盲導犬の市電、市バスへの乗車について（昭和49年交通局達第4号）及び盲導犬のバス・地下鉄への乗車取扱いについて（昭和54年交通局達第59号）は、廃止する。

別記様式1 盲導犬の証（盲人所持用）

表	盲導犬の証	登録 No _____									
	盲人及び 盲導犬の 写真	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">犬 名</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">大 種</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日 牡・牝</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主人 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	犬 名	大 種	生年月日	年 月 日 牡・牝	住 所		主人 氏名		<p>上記盲導犬は盲導犬訓練所で所定の訓練課程を終了し、盲導犬として認定を受けたものであることを証する。</p> <p>登録 全国盲導犬協会連合会 認定 (連合会加盟協会)</p>
		犬 名	大 種								
		生年月日	年 月 日 牡・牝								
		住 所									
		主人 氏名									
発行年月日											

裏	<p>連絡は下記のいずれかをお願いします。</p> <p>○主人 (氏名) (TEL)</p> <p>○認定 (住所)</p> <p>○登録全国盲導犬協会連合会 (住所)</p> <p style="text-align: right;">(TEL)</p> <p>この証明は、盲導犬を添って外出する場合ならず携帯し、係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。</p> <p>この証明書は他人に貸与又は譲渡することは出来ない。またこれを紛失したときは、直ちに発行者にとどけて下さい。</p>
---	--

縦6 cm × 横9 cm

2 バス関係（盲導犬をつれた盲人の乗合バス乗車について）

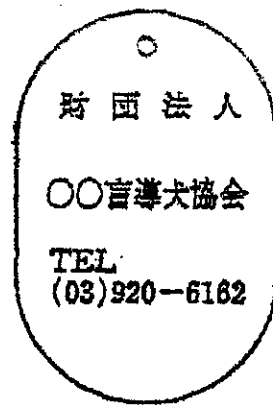
盲導犬が装着しているもの

No. プレート（プラスチック製）白地黒文字

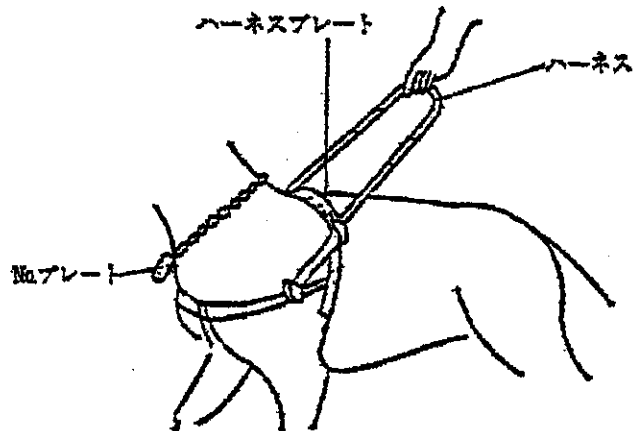
着して

持ち

ス架



ハーネスプレート（金属製）




ノーマライゼーションガイドブック ～雇用とサービス～

グループで推進しているノーマライゼーションをデニースの業務の中で再確認し、ハンディキャップを持つお客様をお迎えする為の心配りや一緒に働く仲間達に対する理解を深める為のガイドです。全社的なノーマライゼーションの意識向上の為に是非活用していただきたいと思います。

◆◆◆お客様へのお知らせ◆◆◆

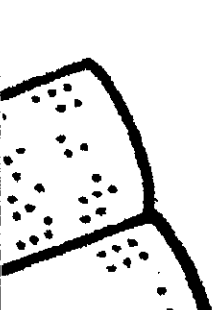
店内での携帯電話・PHS
のご使用は
ご遠慮ください



動物活動による豚の移動・
乗降する出入口は
他のお客様への迷惑となりますので
ご遠慮ください



点字メニューも
ご利用しております
(お気軽に御申し出下さい)



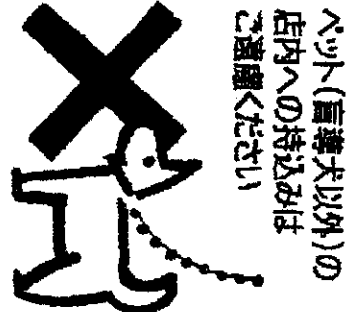
深夜の騒音・
安眠妨害に
ご注意ください




禁煙席あります
No
Smoking
Seat




ペット(盲導犬以外)の
店内への持込みは
ご遠慮ください



車両には必ず鍵を
お掛け下さい
※、駐車場での事故・盗難など、
当店では責任を負いかねます

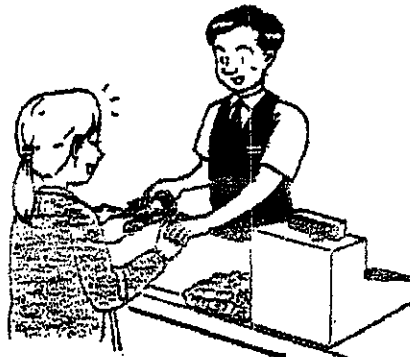


保護者の同伴がない、
未成年のお客様の長時間の入店
をしくはなすには、警察からの
指図により閉くお断りします。



③代金の受け取りやお釣りの受け渡しは、金額を読み上げ確認
します。

④お釣りはお札と小銭も分けて、手渡します。



◎その他

①何か、頼みたい時のアプローチが難しいという方が多いよう
です。「いつもお席をみていますので安心して下さい」とい
った姿勢を見せていただきたいです。

②盲導犬を連れて来店されたお客様については入店を拒むこと
のないようにしましょう。

～注意～

・盲導犬は胴輪（ハーネス）をつけている時は、仕事中です。
いくら可愛くても、勝手に撫でたり、餌をやったりしないで
下さい。

③目の不自由な方は音や声に敏感です。常に言葉での確認を怠
らないようにしましょう。

*必ず、言葉で確認を！

*お札には視覚障害者向けにマーク
がついていますのでその方向を揃
えるとお客様も数えやすくなりま
す。よく、パッと目で見てわかり
やすいようにとお札を広げて渡す
光景をみますが、目の不自由なお
客様にとってはただ受け取りにく
いだけですので注意して下さい。

*自分の席に近づいてくる様子がわ
からないので何か頼みたくても、
どうやって声をかけて良いかわ
からないそうです。なるべく、お
席へうかがう回数を増やし、何か
出てる半はないか確認してもら
いたいです。

*盲導犬を連れてくると未だに入店
を断られたという話しを聞きます。
盲導犬はしっかり訓練された犬な
ので店内では決していたずらをす
ることはありません。厚生省の通
達にもありますが、入店を拒むこ
との無いよう徹底しましょう。